

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
発行 宇治市
政策経営部
政策総務課
電話 22-3141 番
印刷 宇治市模島町吹前123-4
（南山城複写センター）

目次

告 示

- 告示第141号 指定特定相談支援事業者の事業の廃止
.....（障害福祉課）…2
- 告示第142号 議決予算の公表（財務課）…2

農 業 委 員 会

- 公告第12号 農業委員会定例総会の招集 5

公 営 企 業

- 告示第13号 公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始 5

告 示

宇治市告示第141号

指定特定相談支援事業者の事業の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第4項の規定により、指定特定相談支援事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第51条の30第2項第2号及び宇治市指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する要綱（平成24年宇治市告示第48号）第5条の規定により次のとおり告示します。

令和2年10月30日

宇治市長 山本 正

事業所番号	事業者の名称	事業所の名称	廃止 届出日	廃止 年月日	サービスの種類
	事業者の主たる 事業所の所在地	事業所の所在地			
26312 00769	NPO法人アジュール舎	子ども発達相談支援室びりか	令和2年 9月23日	令和2年 11月2日	計画相談 支援
	宇治市横島町大幡26	宇治市横島町大幡27番地の2			

宇治市告示第142号

議決予算の公表について

令和2年9月招集の宇治市議会定例会において議決された予算の要領を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、次のとおり告示します。

令和2年10月30日

宇治市長 山本 正

令和2年度宇治市一般会計補正予算（第8号）

令和2年度宇治市の一般会計の補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ620,037千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

85,108,711千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位 千円）

款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
16.国 庫 支 出 金		32,809,639	455,711	33,265,350
	2. 国 庫 補 助 金	22,389,732	455,711	22,845,443
18.財 産 収 入		327,654	323	327,977
	1. 財 産 運 用 収 入	74,492	323	74,815
20.繰 入 金		737,088	2,265	739,353
	1. 特 別 会 計 繰 入 金	0	4	4
	2. 基 金 繰 入 金	737,088	2,261	739,349
21.繰 越 金		10,902	127,538	138,440
	1. 繰 越 金	10,902	127,538	138,440
23.市 債		4,333,300	34,200	4,367,500
	1. 市 債	4,333,300	34,200	4,367,500
歳 入 合 計		84,488,674	620,037	85,108,711

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
2. 総 務 費		7,135,279	136,008	7,271,287
	1. 総 務 管 理 費	5,767,272	106,008	5,873,280
	2. 徴 税 費	812,261	30,000	842,261
3. 民 生 費		48,493,524	229,105	48,722,629
	1. 社 会 福 祉 費	31,836,537	118,605	31,955,142
	2. 児 童 福 祉 費	11,549,944	110,500	11,660,444
4. 衛 生 費		5,113,594	97,048	5,210,642
	1. 保 健 衛 生 費	2,393,011	97,048	2,490,059
6. 農 林 水 産 業 費		284,448	49,261	333,709
	1. 農 業 費	196,644	49,261	245,905
10. 教 育 費		5,585,174	108,615	5,693,789
	2. 小 学 校 費	2,014,693	53,352	2,068,045
	3. 中 学 校 費	793,499	37,907	831,406
	5. 社 会 教 育 費	943,184	17,356	960,540
歳 出 合 計		84,488,674	620,037	85,108,711

第 2 表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事 業 名	金 額
3. 民生費	2. 児童福祉費	新生児応援臨時特別給付金給付事業	25,000

第 3 表 債務負担行為補正

(単位 千円)

1. 追加

事 項	期 間	限 度 額
水質分析及び調査業務委託事業	自 令和 2年度 至 令和 6年度	4,800
大気質分析及び測定業務委託事業	自 令和 2年度 至 令和 6年度	2,500
不燃物収集運搬業務委託事業	自 令和 2年度 至 令和 6年度	396,000
廃棄物収集運搬業務委託事業（溝土）	自 令和 2年度 至 令和 6年度	20,000

可燃物等収集運搬業務委託事業	自 令和 2年度 至 令和 6年度	842,000
都市公園等施設管理業務委託事業	自 令和 2年度 至 令和 6年度	20,000

第 4 表 地方債補正

1. 変更

(単位 千円)

起 債 の 目 的	補 正 前					補 正 後			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法		限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
公共施設整備等事業債	49,600	証券発行の方法によって起債する場合発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるために必要な金額をこれに加算した額。	証券借入又は証券発行 発行価格は額面金額100円につき98円以上とする。	年4%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。	政府資金についてはその融資条件による。銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。 ただし、財政等の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。	83,800	補正前による	補正前による	補正前による

令和2年度宇治市一般会計補正予算（第9号）

令和2年度宇治市の一般会計の補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20,000千円

を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85,128,711千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
16. 国 庫 支 出 金		33,265,350	20,000	33,285,350
	3. 委 託 金	53,724	20,000	73,724
歳 入 合 計		85,108,711	20,000	85,128,711

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
7. 商 工 費		2,747,276	20,000	2,767,276
	1. 商 工 費	2,747,276	20,000	2,767,276
歳 出 合 計		85,108,711	20,000	85,128,711

令和2年度宇治市後期高齢者医療事業特別会計

補正予算（第1号）

令和2年度宇治市の後期高齢者医療事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11,868千円

を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,182,868千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位 千円)		
款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
4.繰越金		0	11,868	11,868
	1.繰越金	0	11,868	11,868
歳 入 合 計		3,171,000	11,868	3,182,868

歳 出		(単位 千円)		
款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
2.後期高齢者医療広域連合納付金		2,989,351	10,008	2,999,359
	1.後期高齢者医療広域連合納付金	2,989,351	10,008	2,999,359
4.諸支出金		7,501	1,860	9,361
	1.償還金及び還付加算金	7,501	1,856	9,357
	2.繰出金	0	4	4
歳 出 合 計		3,171,000	11,868	3,182,868

農 業 委 員 会

宇治市農業委員会公告第12号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定により、第5回宇治市農業委員会定例総会を、次のとおり招集します。

令和2年10月30日

宇治市農業委員会
会長 吉田 利一

開会日時	令和2年11月6日 13時30分
開会場所	宇治市役所 8階 大会議室
付議事項	1 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について 2 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の承認について 3 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について 4 非農地通知の決定について 5 専決事項の報告 6 その他

公 営 企 業

宇治市上下水道事業告示第13号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定により、次のとおり告示します。

なお、その関係図書は、宇治市上下水道部下水道管理課にて一般の縦覧に供します。

令和2年10月30日

宇治市長 山本 正

供用及び処理開始年月日	供用及び下水の処理を開始する区域並びに供用を開始する排水施設の位置	排水施設の合流式又は分流式の別	終末処理場の位置及び名称
令和2年10月30日	宇治蛇塚の一部、横島町一ノ坪の一部・北内の一部、小倉町天王の一部・東山の一部、広野町大開の一部	分流式	八幡市八幡焼木一番地洛南浄化センター

